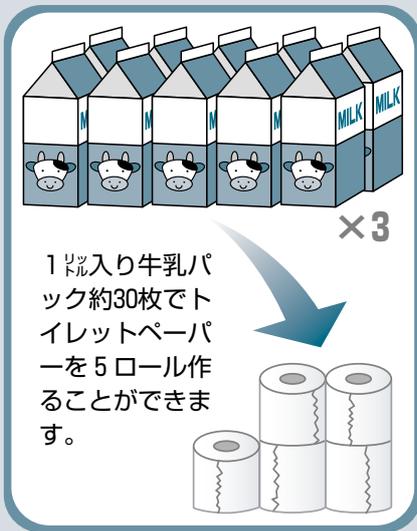


リサイクルトイレットペーパーを配布します リサイクルステーションをご利用ください！



- **ごみ**を少しでも減らし資源として活用するため、市内に4か所あるリサイクルステーションで、新聞紙(チラシを含む)、雑誌、ダンボール、ペットボトル、衣類、牛乳パック、乾電池、蛍光管を回収しています。
リサイクルステーションに右記のものを持参した人に、古紙をリサイクルして作られた環境にやさしいトイレットペーパーを差し上げます。(1ロール)
- **とき** 6月10日(金)午前10時
- **ところ** 北部リサイクルステーション(東栄町/旧Aコープ北部店南)、作野リサイクルステーション(篠目町/作野公民館駐車場内)、南部リサイクルステーション(赤松町/ホームエクスポ安城店駐車場内)、桜井リサイクルステーション(桜井町/Aコープ桜井店駐車場内) ※3月に配布したごみの分け方・出し方の裏表紙をご参照ください。
- **配布数** 市内で計20000ロール(なくなり次第終了)
- **問い合わせ** 環境保全課(清掃事業所内/ ☎76-30503)

住宅用太陽光発電システム報奨金制度 の受け付けは7月1日(金)から

住宅用太陽光発電システムを設置して、余剰電力の売電契約をしている皆さんへの、報奨金制度の今年度の受け付けを7月1日(金)から始めます。

なお、報奨金は(協)安城サルビアスタンプ会の発行する商品券で支給します。該当する人は、次のとおり申請をしてください。



● **太陽光発電システム報奨金制度**
自ら居住する住宅に住宅用太陽光発電システムを設置し、余剰電力を電力会社に提供することができる(売電契約をしている)市民を対象に、3年間にわたり報奨金を支給します。

- **対象**
◆ 次の要件をすべて満たす人
① 市内在住で、実際に住んでいる住宅に住宅用太陽光発電システムを設置している市民であること。
② 平成20年3月31日までに売電契約を締結していること。
③ 市税の滞納がないこと。

◆ **今年度申請できる人**
平成14年4月1日から平成17年3月31日までに対象の要件を満たした人
※平成17年4月1日以降に要件を満たした人は、来年度以降の受け付けとなります。

● **年間の報奨金額** 太陽光発電システムの最大出力値(kW)×80000円
※実際の売電実績数値ではなく、出力可能な定格数値です。10000円未満切り捨て。

- **報奨金の交付対象期間** 太陽光発電システムを新たに設置し、売電契約をした日の翌年度から3年間
- **申請書提出期間** 7月1日(金)から原則として8月31日(水)まで ※申請は年度ごとに必要です。16年度に申請した人には、後日申請書を送付します。
- **必要書類** ① 報奨金交付申請書(環境都市推進課にあります) ② 電力会社との売電契約書の写し ③ 太陽光発電システムの設置が確認できる写真(太陽電池の写真など) ④ 電力会社からの売電実績を示すものの写し(申請月直近の検針結果のお知らせ) ⑤ 市税に滞納がないことを明らかにするもの(交付申請書内で市税の賦課徴収資料の閲覧承諾がある場合を除く)
- ※②③については、変更がない限り初回申請時のみ。
- **申し込み・問い合わせ** 環境都市推進課